

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第32回）			
日 時	平成26年8月18日（月）18時00分～19時44分		
場 所	弘前市役所5階入札室	傍聴者	1人
出席者 (18人)	委員 (10人)	佐藤三三委員長、柴田委員、工藤委員、福士委員、清野委員、鹿内委員 阿部委員、蟻塚委員、村上委員、三橋委員	
	執行機関 (8人)	大澤課長、三上課長補佐、白戸主幹、櫻庭係長、対馬主査、阿保主事 斎藤主事、成田主事	
	その他	—	

会議概要

1 開会

2 議事

(1) 自治基本条例素案について

【結論（審議方法）】

- 最終報告書の内容が条例素案（案）に反映されているかを確認。
- 条例素案（案）から条例素案の修正について問題がないか、条例素案の内容でいいか議論。

【第29条（住民投票）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- 変更なし

条例素案（案）⇒条例素案

- 第1項中「市政」を「まちづくり」に変更。
(理由)

法務5：

前提：解釈

- 条例素案（案）は、まちづくりの基本で、市は、他の条例、規則等の制定、改廃等にあたり、この条例の趣旨を尊重するとしていることから、条例素案（案）にいうまちづくりは、広く市政を意味すると考えられる。
- 条例素案（案）は、協働によるまちづくりを基本理念とし、協働の主体は、市民等、議会、執行機関であり、市民等がまちづくりに参加することが前提とされている。
- 市は、他の条例、規則の制定、改廃等に当たり、この条例の趣旨を尊重するとしていることから、個別に住民投票条例を制定するに際しては、この条例の趣旨（協働）の理念に基づき、住民投票の主体を「市民等」から大きく制限することが事実上困難といえる。

検証結果

上記の解釈により、在留外国人、未成年者及び市外在住者の住民投票（市政）への参加を認めるものとなっていることから、憲法や地方自治法等の法律の趣旨を損ないかねないため、次の対応により問題点を解消するもの。

対応1 まちづくりの定義を新設したもの

対応2 条例の位置付けの摘要除外規定を新設したもの

対応3 住民投票事項（市政に関する重要事項）等の修正

対応4 この条例の適用除外規定を新設したもの

【議論】

- 住民投票に関しては、個別設置の条例を制定するときに議論するという提案なので、住民

投票という項目を残してもいいと思う。

- ・住民投票はあくまでまちづくりの最終手段に位置付けていることから、すぐに住民投票を取り入れるという意味合いでない。
- ・住民投票の案件になる事項は、とても重要な事項で、住民投票まで行くまでにたくさん議論されるはずであり、何かが起こる前に規制することも必要だが、決して突然に実施されるものではない。
- ・寄せられた意見の中に、弘前らしさを入れればいいというものがあるが、学生を主体に位置付けていることは十分弘前らしいものであり、弘前らしい自治基本条例を作ってきたと思う。
- ・地方自治法の中に住民投票があると言われても、一般的の市民はわからないものである。自治基本条例を市民が見て、住民投票があるとわかり、最終手段として位置付けていると知らせるためにも、表記する考え方もあると思う。
- ・住民投票の前に、いろいろな話し合いがされ、意見も聞く、その上での住民投票の規定があるので構わないし、説明のとおり適用除外規定もあるので、大丈夫なのではないか。
- ・寄せられた意見の中で、買収について云々とあり、リアリティがあるが、なおさら個々にしっかりととした住民投票条例を作るべきであるという印象を持った。
- ・条例素案の住民投票は、最終手段として位置付けており、委員会の思いも取り込んでいる表現なので、いいと思う。
- ・住民投票は多額の費用がかかり、拘束力がないものであるが、まちづくりの最終手段になると思う。市民に対して、住民投票があることを知ってもらうために、条例に盛りこんでいいと思う。
- ・条例素案の中には、法律で定められているものがあるが、法律にあっても、基本的な部分を条例に盛り込むという確認のもとに、今まで議論をしてきた。住民投票に関しても、市民から意見を聞き、議論をしても決まらない場合の最終手段である。

【結論】

- ・条例素案の内容で決定。

【第30条（市外の人々との連携等）～第32条（国際社会との交流及び連携）】

最終報告書⇒条例素案（案）⇒条例素案

- ・変更なし。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【第33条（条例の実効性の確保）】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・変更なし。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・条文の中に、審議会の名称、担任する事務、委員構成、定数、任期を記載し、附属機関設置条例を引用する規定を追加。

(理由)

法務7：弘前市附属機関設置条例の制定に当たり、基本的には、当該附属機関に関連する条例がない場合は附属機関設置条例において、当該附属機関に関する条例がある場合は当該条例において、当該附属機関の運営等について定めることとしたため。

【議論】

- ・審議会に対して、毎年度1回諮問をするとしていたが、審議内容によっては複数年度にわたることが考えられるため、例外規定を追加した。
- ・33条の内容と意見23、24が食い違っている感じがするが、設置する審議会は、いろいろ

と話し合って、審議会の総意として意見を述べるものであるし、その後、市としては、議会、市長で判断するというルールがあり、そのルールを逸脱して、独断で進むものではないので、問題ないと思う。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案の内容で決定。

【附則】

最終報告書⇒条例素案（案）

- ・施行期日を追加。

条例素案（案）⇒条例素案

- ・第33条第3項の規定は、平成28年度から施行する旨の記載を追加。

理由：条例施行初年度の評価を次年度から行うため。

【結論】

- ・意見等なく、条例素案のとおり決定。

【まちづくりの定義について】

- ・第30回会議において、条例素案第2条第2項「まちづくり」の定義を修正することとしていたので、次の3つの修正案をもとに議論し、決定する。

（案1）

まちづくり 市民の幸せな暮らしを実現するために行う公共的な活動をいいます。

（案2）

まちづくり この住みよいまち、「あずましい ふるさと」を笑顔でつなぎ、市民の幸せな暮らしを実現するために行う公共的な活動をいいます。

（案3）

まちづくり この住みよいまち「弘前市」を大切に思う主体が、市民の幸せな暮らしを実現するために行う公共的な活動をいいます。

【議論】

- ・案3は、第7条に定める各主体の人たち、弘前を大切に思う市民、学生、子どもなどがと読るので、一般的にわかりやすいと思う。
- ・案1が簡潔で1番わかりやすくていいと思う。
- ・この条例には、あずましいふるさと、いいまちを作りたいという思いがあるので、案1の変形で、「市民の幸せな暮らし あずましいふるさと」を実現するために行う公共的な活動をいいます。」にするのはどうか。
- ・どの案もハードルが高いという印象は与えないので、いいと思う。
- ・案2の「この住みよいまち」という表現は、少し押しつけがましい印象を受ける。
- ・「あずましいふるさと」という表現は、前文に記載があるので、まちづくりの定義にはあって必要ないのではないか。

【結論】

- ・簡潔に表現している案1に決定。

3 その他

(1) 次回の会議内容について

【結論】

- ・次回は、8月25日（月）午後6時から、自治基本条例素案の審議結果について議論する。

(2) その他

【結論】

- ・特になし